

太陽光発電設備を設置された方へ

<固定資産税（償却資産）のお知らせ>

平成24年7月から、再生可能エネルギーで発電された電気を電力会社が一定の調達期間・調達価格で買い取ることを義務付けた「固定価格買取制度」が導入されました。それに伴う固定資産税（償却資産）の太陽光発電設備の取り扱いについて、以下のとおりご説明します。

1 償却資産の申告について

(1) 償却資産とは

製造や小売、農業などの事業を個人または会社で営んでいる方が所有し、その事業のために用いることができる構築物や機械、運搬具、器具、備品などの事業用資産をいいます。

(2) 太陽光発電設備について

太陽光発電設備も償却資産に該当し、申告の対象となる場合があります。以下の「申告対象について」を参考にしてください。申告の対象となる場合は、毎年1月末までに償却資産の所有状況を申告していただく必要があります。償却資産申告書を送付させていただきますので、資産税課家屋班までご連絡ください。

※償却資産は課税標準額の合計が150万円未満の場合は固定資産税が課税されませんが、その場合でも事業を営まれている限り、償却資産の所有状況の申告は毎年必要となります。

※設備によっては、課税標準額を一定期間減らすことができます場合がありますので、以下の「課税標準の特例について」を参考に申請をお願いいたします。

申告対象について

区 分	10kw以上の太陽光発電設備	10kw未満の太陽光発電設備
個人設置(住宅用)	事業用資産となり申告対象	住宅用設備となり申告対象外
個人設置(事業用) 法人設置	事業用資産となり申告対象	

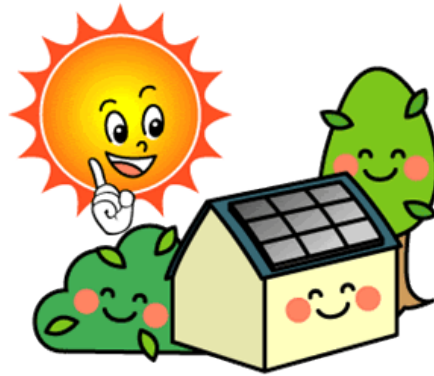
※10kw以上の太陽光発電設備はすべて事業用となり、申告対象です。

※余剰売電、全量売電の契約に関わらず事業用資産の発電設備は申告対象となります。

※事業用と住宅用の双方に利用されている場合、利用割合に関わらず発電設備すべてが事業用となり、申告対象となります。

【課税対象となる償却資産】

- ・ 太陽光パネル
(家屋の屋根材となっている場合を除く)
- ・ 架台
- ・ 送電設備
- ・ 電力量計
- ・ パワーコンディショナー
- ・ 設置工事一式など



《お問い合わせ先》

印西市役所 市民部資産税課家屋係
電話0476-33-4446